

宮島栈橋旅客ターミナルデジタルサイネージ運営事業
仕様書

1. 業務名

宮島栈橋旅客ターミナルデジタルサイネージ運営事業

2. 設置期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

3. 委託業務の内容

宮島栈橋旅客ターミナル2階壁面の一部にデジタルサイネージ（以下「サイネージ」という。）を設置の上、管理運営を行うものとする。

機器の設置及び管理運営に要する一切の費用（工事費、電気料、通信費、維持管理費、修繕費、撤去費など）は、運営事業者が負担するものとする。

4. 設置・使用面積

廿日市市宮島町1162番地18 宮島栈橋旅客ターミナル壁面

1面295.8㎡程度×2面

※詳細は別紙のとおり

5. 稼働時間

サイネージの稼働時間については次のとおりとする。

(1) 稼働日及び稼働時間

履行期間中の午前5時から午後11時まで

(2) 稼働時間の延長

(1)に関わらず、宮島栈橋旅客ターミナルの開館時間が通常と異なる場合のサイネージの稼働時間については、事前に市と協議の上、決定することとする。

(3) その他

(1)と(2)に関わらず、特別の理由により稼働時間を変更しようとする場合は、市との協議により決定する。

6. 機器等の設置

運営事業者は、次の項目のとおり、機器等の設置を行うこと。

(1) 機器等の仕様

- ア 廿日市市内及び宮島島内の情報をデジタルで発信できる機器であること。
- イ インターネット回線を使用する場合は、市の設置している設備とは独立したものを使用すること。
- ウ 設置する機器は使用面積内に収めること。
- エ 設置する機器へ十分な盗難及び事故防止策を講じること。
- オ 電気配線の不良等による火災に十分な対策を講じること。
- カ 設置する機器は消費電力が少ないものを選ぶこと。(消費電力について、運営計画書に記載すること。)
- キ 東側と西側の２面表示ができる機器又は東側と西側に各１機を設置すること。
(別紙参照)

(2) 事前協議

運営事業者は、機器の設置に伴う工事を行う際には、事前に市に工事図面及び工程計画表、安全管理図面を提出し、承認を得ること。市は、工事終了後に確認を行い、この確認をもって設置工事が完了したものとする。

(3) 機器の改修及び修繕

運営事業者は、機器の改修、修繕等を行うときは事前に市に「(2) 事前協議」に記載する書類を提出し、承認を得ること。

7. 発信の内容

運営事業者は、次の項目のとおり、案内の運用を行うこと。

(1) 発信内容（別紙に記載する東側サイネージ）

音声がない、観光プロモーションに寄与する動画又は静止画を発信すること。
内容は市と運営事業者で協議の上、決定する。

(2) 発信内容（別紙に記載する西側サイネージ）

音声がない、視覚的案内を発信することとし、下記内容に沿った枠の設定で発信すること。

ア 行政情報枠

廿日市市内又は宮島島内に関して、行政からの情報、注意喚起、観光情報等の市が指定する内容。１枠を最低１５秒以上とし、１時間あたり合計１２分以上発信すること。

イ 自由枠

運営事業者が指定する広告等の任意の内容。

ウ その他枠

天気予報、交通情報、及びニュース等、上記アとイ以外の内容。ただし、

詳細は市との協議により決定することとする。1 枠を最低 1 5 秒以上とし、1 時間あたり合計 1 2 分以上発信すること。

また、災害時にはフェリー運航状況、災害状況など、災害とそれに伴う情報を発信できるようにすること。

(3) 発信枠数

デジタルサイネージ 1 面あたりの全体の発信枠数についてはターミナル利用者のターミナル滞在時間等を勘案し、最も利用者のサービス向上が図れる枠数とすること。

(4) 多言語対応

行政からの情報、注意喚起、観光情報等及び災害時のフェリー運航状況、災害状況などについては英語、中国語（繁体、簡体語）、韓国語を基本とした、多言語での対応ができること。

(5) 上記(2)イ自由枠における広告の募集等

ア 広告主の選定及び放映する広告内容については、廿日市市広告掲載要綱及び廿日市市広告掲載基準を遵守すること。

イ 運営事業者は、広告内容（広告主、実際に放映する画像、広告期間等）について、事前に書面で申出を行い、市の承諾を得た上で広告を放映すること。広告内容を変更する場合も同様とする。

ウ 運営事業者は、広告内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告内容等に関わる財産権のすべてについて合理的な権利処理が完了していることを保証すること。

エ 広告内容に関する一切の責任は運営事業者が負うものとする。

オ 第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、運営事業者の責任及び負担において解決するものとし、市は一切の責任及び負担を負わない。

(6) 業務体制

運営事業者は、市からの問合せ等に対し、迅速かつ円滑に対応できる体制を構築すること。

(7) 問合せへの対応

運営事業者は、発信内容に対する問合せに対し、責任を持って対応すること。また、運営事業者の問合せ先を、分かりやすい位置に明記すること。

(8) トラブル、苦情等への対応

運営事業者は、機器及び発信内容等に関するトラブル、苦情等について責任をもって対応するとともに、遅滞なく市へ報告すること。

(9) 安全対策

運営事業者は、定期的に機器等の点検を行い、安全確保策を講じること。

(10) 事故及び故障等への対応

運営事業者は、管理運営に係る事故、機器の故障等が発生した場合は、速やかに責任を持って対応するとともに、遅滞なく市へ口頭と書面により報告すること。

(11) 休止

電気設備等の法定点検及び市の都合、また、災害等不測の事態等により、一時的にサイネージの稼動を休止する場合がある。その場合、市は運営事業者に対し一切の補償を負わない。

(12) リスク対策

運営事業者は、万が一の事故やトラブルに備えて、必要に応じて火災保険に加入する等、リスク対策を講じること。

8. 実施内容・状況の確認

(1) 運営計画書

運営事業者は、令和9年2月末までに、情報発信や広告の内容及び機器の消費電力等の運営計画を記載したものを提出すること。

(2) 実地調査・報告等

市は、設置場所、サイネージ等の設置物及び付属設備を随時調査し、又は運営事業者に収支等の事業に関する所定の報告を求め、その使用等に関し改善を求めることができる。

9. 広告設備使用料等

(1) 広告設備使用料の算定

広告設備使用料（年額）は、入札書に記載された額に1.1を乗じた額とする。

(2) 広告設備使用料の納入

運営事業者は、市の発行する納入通知書により、別途定める期日までに広告設備使用料を納入すること。

(3) 広告設備使用料の返還

納付済みの広告設備使用料は原則返還しない。

(4) 広告設備使用料の改定

契約期間内において、広告設備使用料の改定は行わない。ただし、経済情勢の著しい変動その他やむを得ない理由により納付金を改定する必要がある場合は、

運営事業者と市双方で協議の上、広告設備使用料の改定をできることとする。

(5) 電気料金の取扱い

電気料金については、運営事業者の負担とし、算出及び納入の方法については市と運営事業者で協議の上、決定する。

(6) 行政財産の使用料

上記の広告設備使用料とは別に、行政財産使用料の年額を毎年度支払うこと。

10. 原状回復

運営事業者は、履行期間が満了したとき、又は契約が解除されたときは設置物件を原状に回復して、市の指定する期日までに返還しなければならない。なお、原状回復にかかる費用は、運営事業者の負担とする。

ただし、市が原状回復する必要があると判断したときは、原状で返還することができる。

11. 留意事項

(1) 契約の解除

市長は、次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、運営事業者に損害又は損失が生じても、市はその賠償又は補償の責めを負わない。

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の5第4項の規定（同項を準用する場合を含む。）に基づき、公用又は公共用に供する必要が生じたとき

イ 運営事業者が契約条項に違反したとき。

ウ 運営事業者が応募資格の詐称その他不正な手段により契約を締結したとき。

エ 著しく社会的信用を損なう行為等により、運営事業者としてふさわしくないと市が判断したとき。

オ 運営事業者が広告設備使用料又は行政財産使用料を滞納したとき。

(2) 損害賠償

運営事業者は、物件の使用に当たり、市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、運営事業者がその責めに帰する理由により、設置物件の全部又は一部を滅失し又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額を市に支払わなければならない。ただし、当該運営事業者が自己の費用で設置物件を原状に回復した場合は、この限りではない。

(3) 災害時の対応

災害時等の緊急時において、市からの情報を発信する要請があった場合は、運

営事業者はこれに応じなければならない。

(4) 業務の再委託

運営事業者は、業務の全部または主体部分を一括して第三者に再委託または再委任できない。ただし、事前に市の承諾を受けた場合を除く。

(5) 関係法令の遵守

運営事業者は、機器の設置、管理運営にあたり、関係法令を遵守すること。

(6) 秘密の保持

運営事業者は、委託業務の履行に際し、本業務で得たすべての資料及び情報を市の了解を得ずに他の目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(7) 疑義の取扱い

この仕様書に定めるほか、事業の実施に疑義があるとき、又は使用について疑義が生じたときは、運営事業者と市が協議の上、決定するものとする。